

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 トレーナー派遣事業利用ガイドライン

このガイドラインは、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を踏まえ、トレーナー派遣事業における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。トレーナー派遣事業の実施にあたっては、各業種別ガイドラインを遵守し、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を徹底してください。

【屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント】

| 感染リスク | 感染防止策 |
|--|--|
| 接触感染 ・感染者の身体が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスクの増加 | ・こまめな手洗いの励行 ・出入口、トイレ等での手指消毒 ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人が 触れ合わない距離 の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導 |
| 飛沫感染 ※5 μ m以上の粒子 ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスクの増加 | ・ マスク着用 （飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の距離を2m確保 ・ 劇場・ホール内での食事 は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため 自粛 を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導 |
| マイクロ飛沫感染 ※5 μ m未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告 | ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保 ・同一観客グループ内では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため 換気を強化 |

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙9」を編集

【エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について】

| 感染リスク | エビデンス・実績 | 必要な感染防止策 |
|--|---|---|
| <p>大声を出す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染 | <ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション | <ul style="list-style-type: none"> ○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の体調・行動管理 ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保 例：マスク着用時は前後1m 左右50cm, 未着用時は前後2m左右1m等 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等） |
| <p>食事をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事時の飛沫飛散の実測 | <ul style="list-style-type: none"> ○映画館 ・会話等の発生が生じていない実績 ・食事時の会話厳禁（注意喚起、監視体制等） ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等） ・食事時間の短縮 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等） |
| <p>参加者の自由行動を伴う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場内での密接・密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性 ・固定席に比べ、接触機会が増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション ・感染防止策を講じた実証実験 | <ul style="list-style-type: none"> ○野外ロックフェス、初詣 ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止 ・大声が発生しないよう注意喚起 |

※令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」の「別紙7」を編集

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍感し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、屋間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



※令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会「資料3-4」を抜粋

本ガイドラインは、政府のこれまでの知見を踏まえ、「接触感染」、「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」に対する「感染防止策」を徹底し、適切に事業を利用していただけよう示しています。

特に、施設利用等によるクラスターの発生を予防するため、「予約制」の導入、「利用者名簿」の管理等の利用をお願いします。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用してください。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数でご利用いただけます。

(3) マスクの着用

来場する際は必ずマスクを着用してください。

(4) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(5) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(6) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(7) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人が接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(8) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(9) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(10) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

ウ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ってください。

(11) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

（対策例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等）

・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

イ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）

① 呼気が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）

・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。

② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）

・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。

・運動中に唾や痰を吐くことを控えてください。

・タオルの共用はしないようにしてください。

上記①、②については、対面とならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。

2 事業実施者において実施する事項

(1) 事前に事業利用の注意点を周知することを徹底

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する。

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置の確認

入口付近にアルコール消毒液等の配置を確認する。

(4) 参加者の体調の確認

- ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、利用をお断りする必要があることを周知する。
- イ 検温していない参加者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては利用をお断りする。

(5) 対人距離の確保

- ア 教室を実施する際は、を実施する際は、人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。
- イ 受付等に行列ができる場合には、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。
- ウ 部屋の利用については、各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用するよう周知する。

(6) 換気

- 原則30分に1回5分程度、換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。
- ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。（機械換気でも可）
- イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(7) 消毒

事業の開催前後に、アルコールで器具等の消毒を行う。

(8) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。
- イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。
- ウ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。
- エ 飲み切れなかったスポーツドリンク等を持ち帰るよう周知する。

(9) ゴミの廃棄

使用済みのマスクやゴミは持ち帰るよう周知する。

(10) プログラム内容について

- ア 事業の実施内容については呼気の激しくならない静的な運動内容とする。
- イ 体操を実施する時間は、60分程度とし、教室の開始前に体調確認及び開催前後の換気消毒等を十分に行えるよう、体操の時間を縮小して実施する。
- ウ 必要な用具（タオル等）はできるだけ参加者が持参するようにし、用具について複数の者で共有しないようにする。

(11) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、利用定員数の半分以下を上限とした人数での利用になることに留意する。

また、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要であることを周知する。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保するよう周知する。

- ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）
 - ・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること。

(対策例：マスク着用時は前後1 m左右50 cm、未着用時は前後2 m左右1 m等)

- ・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化すること。

(対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど)

イ 運動を伴う活動(例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など)

① 呼気が激しくなるような運動(例：卓球、ダンスなど)

- ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにすること。

② ①以外の運動(例：ヨガ、踊り、健康体操など)

- ・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じること。
- ・運動中に唾や痰を吐くことを控えてください。
- ・タオルの共用はしないようにしてください。

上記①, ②については、対面とにならないよう配慮すること。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じること。

(12) 事業実施時に体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、代表者が作成した事業利用者の名簿(氏名・連絡先が分かるもの)の写しについて提出を求めること。

また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者(代表者)から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

以 上

〔改定年月日〕

令和2年9月19日改定

令和2年12月1日改定

令和3年1月13日改定

（1月18日適用）

令和3年3月4日改定

（3月8日適用）

令和3年5月10日改定

（5月12日適用）